

個人住民税の定額減税について

2023.12.15
大臣閣議後記者会見
公表資料

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」 「**迅速** (特に低所得の方々)」 「**適切** (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】 令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】 令和6年度住民税情報
等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】 令和6年に入手可能な
課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

・減税額確定(令和7年3月確定申告)
を待たず、令和6年に入手可能な
課税情報をもとに、**前倒して給付**

・自治体の事務負担などを踏まえ、
1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が
不足する場合、**追加支給**

【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

個人住民税の定額減税について

○対象者

令和6年度 個人住民税に係る

合計所得 1,805万円以下 の人

○定額減税額

本人 : 1万円

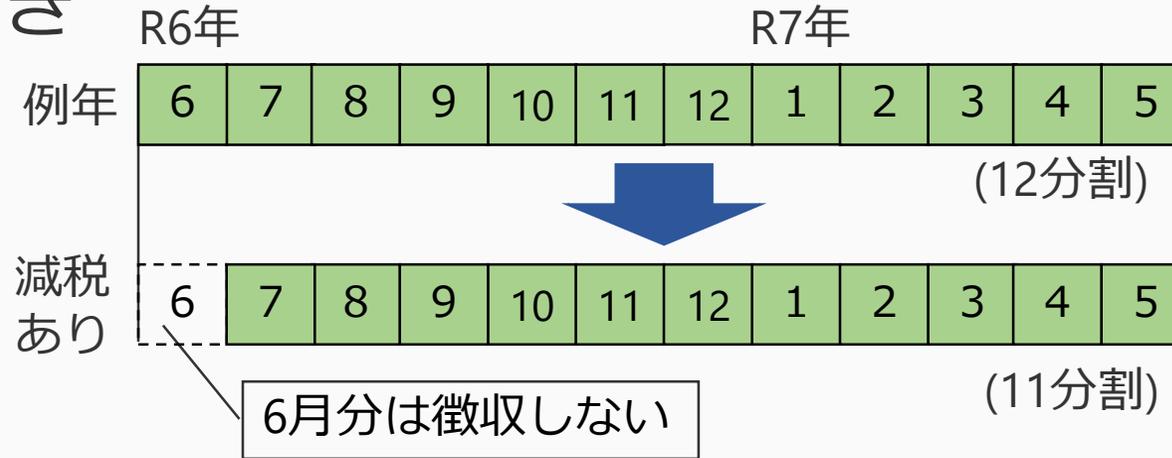
控除対象配偶者 及び 扶養親族 (国外居住者除く)

: 1人につき 1万円

※個人住民税所得割に適用

個人住民税の定額減税について

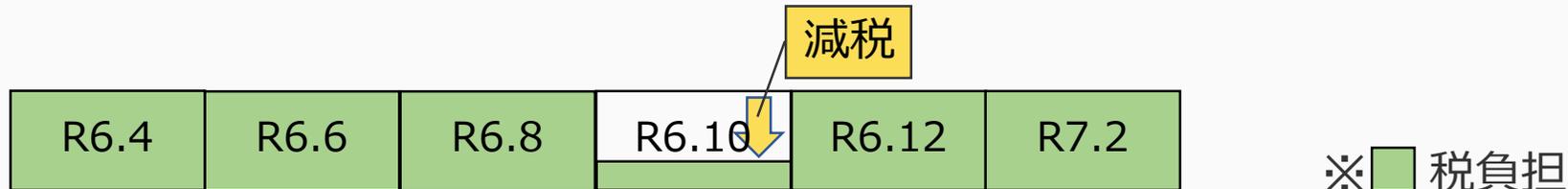
○給与からの天引き (特別徴収)



○納付書等での納付 (普通徴収)



○年金からの天引き (公的年金特別徴収)



個人住民税の定額減税について

令和 6 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定 決定 通知書 (納税義務者用)

下記の住所は令和6年1月1日時点のものです。

受給者番号	氏名	指定番号
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX
住所	氏名	宛名番号
八戸市XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は不服の再行により生ずる新しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

令和 6 年 5 月 1 5 日

青森県八戸市長 熊谷 雄一

本通知は個人情報保護のため、任意シーラー加工しています。ゆっくり割がしてご覧ください。

所得	給与収入 給与所得 (所得金額控除後) その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	営業 所得 不動産 所得 雑所得 雑所得	総所得金額①	3761600
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎		所得控除合計②	1304761

(摘要)

定額減税額 市民税 12,000円 県民税 8,000円

問合せ先 八戸市財政部住民税課 電話(0178)43-2179

課税標準	総所得③	2456000
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

税額	税額控除前所得額④	147360
市民税	税額控除額⑤	13500
	所得割額⑥	133800
市民税	均等割額⑦	3000
県民税	税額控除前所得額④	98240
	税額控除額⑤	9000
	所得割額⑥	89200
	均等割額⑦	1000
	森林環境税額⑧	000
	特別徴収税額⑨	278000
	控除不足額⑩	0
	既納付額⑪	0
	差納付額⑫	228000
	変更前税額⑬	0
	増減額⑭(⑨-⑬)	0

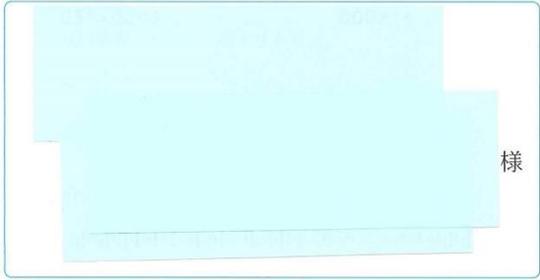
納付額	
6月分	0
7月分	21000
8月分	20700
9月分	20700
10月分	20700
11月分	20700
12月分	20700
1月分	20700
2月分	20700
3月分	20700
4月分	20700
5月分	20700
変更月	月

【納付額】欄
6月分は徴収無し

【摘要】欄
「定額減税額 市民税 〇〇〇円 県民税 〇〇〇円」と記載

個人住民税の定額減税について

令和 6年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 (税額決定)



整理番号

令和 6年 6月 12日

あなたの市民税・県民税・森林環境税が次のとおり決定しましたので、通知します。

青森県八戸市長
熊谷 雄一

通知書番号

市民税・県民税・森林環境税の 合計年税額	472300 円
徴収方法 給与からの特別徴収	468500 円
公的年金からの特別徴収	0 円
年税額 普通徴収	3800 円
充当額	0 円
納付書で納める税額	3800 円

③税金の明細

(円)

区分	金額
課税総所得	4799000
所得割総所得	287940
調整控除	1500
市 定額減税額	6000
所得割額	280440
均等割	3000
合計額	283400
所得割総所得	191960
調整控除	1000
県 定額減税額	4000
所得割額	186900
均等割	1000
合計額	187900
森林環境税額	1000
年 税額	472300
配・譲割控除不足額	0

「定額減税額」と記載

①所得金額の内訳

(円)

区分	金額
7800000	
5880676	
1139324	
39324	
484240	
所得金額	6404240
合計所得金額	6404240
所得金額等	6404240

②所得控除金額の内訳

(円)

区分	金額

<普通徴収>

(円)

期	納期限	税額	納付額
第1期	令和 6年 7月 1日	3800	3800